

**特定非営利活動法人 CFF ジャパン**  
**情報公開規定**

**第1条（目的）**

この規定は、当法人の運営及び活動の状況を外部に広く公開することにより、運営の透明性を確保し、社会的な信頼を得ることを目的とする。

**第2条（基本原則）**

当法人は、法令により義務付けられた情報の公開にとどまらず、適時かつ適切な情報公開に努めるものとする。ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害するおそれのある情報については、これを保護する。

**第3条（公開対象書類）**

当法人は、次に掲げる書類を情報公開の対象とする。

1. **法令に基づく備置書類**
  - 定款、役員名簿、社員名簿（住所を除く）
  - 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録
  - 設立（合併）認証等にかかる認証に関する書類の写し
2. **組織運営に関する書類**
  - 役員報酬規程、コンプライアンス規程、経理規定
  - 年次レポート
3. **その他**
  - 助成金事業の成果報告書（休眠預金活用事業等）
  - その他理事会が公開を適当と認めた書類

**第4条（公開の方法）**

情報の公開は、次に掲げる方法により行う。

1. **主たる事務所での閲覧**
  - 法令に定める書類については、営業時間内において閲覧の請求に応じる。
2. **公式ウェブサイトへの掲載**
  - 事業報告書及び決算書類、定款、役員報酬規定等は、最新のものをウェブサイト上に常時掲載する。
3. **外部データベースの活用**
  - 内閣府 NPO 法人ポータルサイトや「CANPAN」等の外部サイトを活用し、情報の積極的な更新に努める。

## 第5条（閲覧の手続き）

1. 事務所において書類の閲覧を希望する者は、あらかじめ事務局に対して口頭、電話又は電子メール等により申し出なければならない。
2. 事務局は、公序良俗に反する目的や不当な利益を得る目的での請求であると認められる場合を除き、速やかに閲覧に応じるものとする。

## 第6条（費用負担）

1. 書類の閲覧は無料とする。
2. 書類の写し（コピー）の交付を希望する場合は、実費を請求することができる。

## 第7条（非公開情報）

次の各号に掲げる情報は、前各条の規定にかかわらず公開しない。

1. 個人が識別され、又は識別され得る情報（プライバシー情報）。
2. 公開することにより、当法人又は第三者の正当な利益（知的財産、活動上の安全確保等）を著しく害するおそれがある情報。
3. 寄付者が匿名を希望している場合の当該寄付者に関する情報。

## 第8条（管理責任者）

この規定に基づく情報公開の管理責任者は、事務局長とする。

## 第9条（規定の改廃）

この規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

**附則** この規定は、2026年2月28日より施行する。